

社会保険等に関する誓約書

令和 年 月 日

大阪市契約担当者 様

主たる営業所
(又は支店等)
の所在地

商号又は名称

代 表 者
(又は受任者)
役職・氏名

私は、大阪市が建設工事における建設事業者の社会保険等の加入促進に取り組んでいることを承知したうえで、次に掲げる事項を誓約します。

- 1 次の工事を受注するに際して、社会保険等の法令で適用が除外されている保険を除き、事業主として社会保険等について、適法に加入しています。

工事名称:

加入している保険 (該当を☑チェックしてください。)	法令で適用が除外されている保険がある場合はその理由 (該当を☑チェックし必要事項の記入をしてください。)
☐ 雇用保険	☐ 従業員規模等による(従業員 人)
☐ 健康保険	☐ 国民健康保険組合への加入による
☐ 厚生年金保険	☐ その他()

- 2 受注者となったときは、下請負人（一次下請のみならず、全ての次数の下請人も含む。以下同じ）選定の際、社会保険等の法令で適用が除外されている保険を除き、事業主として社会保険等に適法に加入している者としします。

なお、社会保険等に参加していない者（以下「未加入者」）をやむを得ず下請負人とするときは、施工体制台帳等提出時に大阪市指定様式において報告します。それに基づき、社会保険等担当機関に大阪市が通報することも周知します。

さらに、未加入者が建設業許可業者の場合は、当該社会保険等への加入指導など、定められた期間内に適切な措置を取ることを誓約します。

- 3 その他、本件工事にかかる全ての下請負人が労働関係法令に違反しないよう、指導を行います。
- 4 本誓約書の記載事項が事実と相違するときは、いかなる措置を受けても、異議ありません。

※本書の社会保険等とは、雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）に基づく雇用保険、健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）に基づく健康保険及び厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）に基づく厚生年金をいいます。

※自らが「法令で適用が除外」に該当するかどうかを確認しようとするときは、健康保険及び厚生年金保険については、日本年金機構（年金事務所）に、雇用保険については、厚生労働省（公共職業安定所）に、問い合わせてください。